

インフルエンザ等登園届 (保護者記入)

施設(保育園)名 _____

クラス: _____ 組

児童氏名 _____

令和 年 月 日 医療機関名: _____ において,

インフルエンザ(A型・B型・不明)・新型コロナウイルス感染症と診断されました。(該当する診断を○で囲んでください)

(発症日 令和 年 月 日)

下記、『登園のめやす』に記載された日数が経過し、登園が可能となりましたので、届け出いたします。

保護者氏名 _____

『登園のめやす』(学校保健安全法施行規則に示す出席停止期間)

インフルエンザ

「発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過」

新型コロナウイルス感染症

「発症後5日を経過し、かつ、発熱、痰やのどの痛み等の症状が軽快した後1日を経過」

<出席停止期間中の体温測定結果>

※1の発症日を記入

日数	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(曜)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
朝	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
(時)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
夕	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
(時)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※登園する当日の朝まで、朝夕必ず検温を続けてください。

(発熱期間が長く、解熱後3日が記録できない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどしてください。)

※日数の数え方については、裏面をご覧ください。

日数の数え方について

○ インフルエンザ

インフルエンザの出席停止の期間は「発症後5日（発熱の翌日を1日目として）を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで」と定められています。インフルエンザにおいて「発症」とは「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます。

以下は日数計算の例ですので参考としてください。

インフルエンザ	発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
発熱後1日で解熱	発熱	解熱	発症後5日以内であるため登園不可				登園可能				
発熱後6日で解熱	発熱						解熱	解熱後3日経過			登園可能

※ なお「解熱」とは、解熱剤を使用せずに解熱していることを指します。

また、解熱の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を1日目とします。

○ 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間は「発症後5日を経過し、かつ、発熱、痰やのどの痛み等の症状が軽快した後1日を経過」と定められています。インフルエンザと同様に日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます。

新型コロナウイルス感染症	発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
発熱後1日で解熱	発熱	軽快	発症後5日以内であるため登園不可				登園可能		
発熱後6日で解熱	発熱						軽快	軽快後1日経過	登園可能

※ なお「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

また、軽快の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を1日目とします。